

薩摩川内市営住宅等入居者募集案内（令和7年4月募集案内）

★ 申込書を書く前に必ずお読みください。

1 申込資格

(1)住宅全般

① 現在、住宅に困っていることが明らかであること。

- ※ 持家のある方は申込みできません。（売却や差し押さえ等により、持家でなくなることが証明できる場合を除く。）
- ※ 現在、薩摩川内市内の公営住宅に入居している方は申込みできません。ただし、世帯分離によるものは除く。

② 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの及び婚姻の予定者を含む。）があること。

- ※ 婚約中で申込みの方は、入居後3ヶ月以内に婚姻することを証明する書類を提出できること。
- ※ 離婚調停中の方は、その旨を証明できる書類を提出できること。
- ※ 家族を不自然に分割する場合や、不自然な寄り合い世帯及び税法上の扶養関係のない親族等で構成された世帯は申込みできません。

③ 単身者で申込みできる方は、ア、イのいずれかに該当する場合です

- ※ この募集案内で申込みできる住宅は、**2DK以内**の住宅に限ります。
（甑島区域に限り、2DK以内の住宅に空きがない場合は、3DK以上の住宅も申込みできます。）
3DK以上の住宅は、ア、イのいずれかに該当する場合で、今回募集の住宅に応募がなかった場合には随時に申込みができます。
- ※ 常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることができない方は除く。

ア 平佐東地区・水引地区・峰山地区・滄浪地区・寄田地区・八幡地区・城上地区・吉川地区・陽成地区・湯田地区・西方地区・東部区域・甑島区域の住宅を希望される場合

イ 下記の(ア)～(ク)のいずれかに該当する場合

- (ア) 年齢が60歳以上の方
- (イ) 入居者または同居者が、次にあげる障害の程度の方
 - ㊦身体障害者手帳の交付を受けている方で、その障害の程度が1級から4級までの方
 - ㊧精神障害者福祉手帳の交付を受けている方で、その障害の程度が1級から3級に相当する方
 - ㊨療育手帳の交付を受けている方で、その障害の程度が精神障害の程度に相当する方
- (ウ) 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障害の程度が特別項症から第6項症までと第1款症の方
- (エ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により、厚生労働大臣の認定を受けている方
- (オ) 生活保護を受けている方
- (カ) 海外からの引揚者（引揚後、5年以内の方）
- (キ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条の規定により、国立ハンセン病療養所等の長の認定を受けている方
- (ク) 配偶者暴力防止等法の規定による保護が終了した日、又は裁判所の保護命令の効力が生じた日から5年を経過していない方

④ 申込者及び同居親族に市町村税等の滞納がないこと。

- ※ 市町村税とは、市町村民税や軽自動車税、国民健康保険税、固定資産税を含みます。

⑤ 暴力団員でないこと。

- ※ 申込者又は同居予定者に暴力団員である者がある場合は申込みできません。

(2) 公営住宅

世帯全員の所得合計額から計算した収入月額（※）が158,000円以下であること。

※ 裁量階層にあつては、259,000円以下であること。

※ 収入月額は「所得額」で計算します。（計算方法は、2 収入基準 参照）

【※裁量階層】とは、次のいずれかに該当する方をいいます。

- ① 入居者又は同居者が、次にあげる障害の程度の方
 - ア 身体障害者手帳の交付を受けている方で、その障害の程度が1級から4級までの方
 - イ 1級又は2級の精神障害者
 - ウ イに規定する精神障害の程度に相当する程度（A1・A2・B1）と認められる知的障害者
 - ② 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障害の程度が特別項症から第6項症までと第1款症の方
 - ③ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により、厚生労働大臣の認定を受けている方
 - ④ 海外からの引揚者（引揚後、5年以内の方）
 - ⑤ 入居者が60歳以上の方であり、かつ、同居者又は同居しようとする親族のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方である場合
 - ⑥ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条の規定により、国立ハンセン病療養所等の長の認定を受けている方
 - ⑦ 同居者に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がいる場合
 - ⑧ 婚姻予定又は婚姻日より2年以内に入居しようとする者で、両者の年齢がそれぞれ40歳未満の場合
- ※ 当選後、婚姻日が証明できる書類を提出できること。

(3) 一般住宅

一般住宅には、収入による入居制限はありません。

(4) 【一般住宅(地域振興住宅)】 ※収入による入居制限はありません

湯田一般住宅は、以下の要件が発生します。

- ① 湯田一般住宅は、令和7年7月31日までの期間において、市営住宅として借上げたものです。
借上げの期間満了時において、住宅を明渡すこととなります。
- ② 入居後、自治会・コミュニティ協議会に加入し、各会の規則を厳守し、区内内行事等に積極的に参加できること。
※ 申し込みには、地区コミュニティ協議会発行の確認書が必要です。

(5) 特定公共賃貸住宅

世帯全員の所得合計額から計算した収入月額（※）が158,001円以上487,000円以下であること。

※ 収入月額は「所得額」で計算します。（計算方法は、2 収入基準 参照）

2 収入基準

【収入月額】の計算方法

$$\{ (1) - (2) - (3) \} \div 12 = \text{収入月額}$$

(1) 総所得額

世帯全員分の年間所得額を合計した額

「所得額」とは、収入金額から必要な経費を差し引いた額のことです。
所得の種類に応じ、次の書類などで確認できます。

給 与の場合 源泉徴収票に記載してある給与所得額

自営業の場合 確定申告書の所得金額

年 金の場合 課税証明書の雑所得金額

(2) 一般控除

① 入居者又は同居者に給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者がいる場合	10万円	その者の所得から
② 入居申込者を除く同居者、同一生計配偶者又は別居扶養親族がいる場合	38万円	1人につき

(3) 特別控除

③ 70歳以上の同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合	10万円	1人につき
④ 16歳以上23歳未満の扶養親族がいる場合 ※ 配偶者は除く。	25万円	1人につき
⑤ 障害者がいる場合 (身体3～6級、精神2・3級、療育B・Cなど)	27万円	1人につき
⑥ 特別障害者がいる場合 (身体1・2級、精神1級、療育Aなど)	40万円	1人につき
⑦ 申込者又は同居者に「ひとり親」がいる場合	35万円	その者の所得から
⑧ 申込者又は同居者に「寡婦」がいる場合	27万円	その者の所得から

※ 「同一生計配偶者」・「扶養親族」は、所得税法に規定する「同一生計配偶者」・「扶養親族」をいい、所得金額が48万円以下の者に限られます。

※ (2)①・(3)⑦⑧は、所得額が控除額より低い場合、控除後の所得額は0円で計算します。

※ (2)・(3)は、上記のほか、細かい基準がありますので、必ず控除されるものではありません。

【計算例】

申込者(年間給与所得:200万円)、申込者の配偶者(年間所得:0円)、16歳以上23歳未満の子供1人(年間所得:0円)の世帯

$$\{ (1)200万円 - (2)①10万円 \} - (2)②76万円(38万円 \times 2人(配偶者 \cdot 子)) - (3)④25万円 \\ = 89万円 \div 12月 = 74,166円 \text{ が収入月額となる。}$$

3 募集する住宅 ※ 応募者数が募集戸数に満たない場合は、抽選会後も引き続き募集いたします。

(1) 公営住宅 ※家賃は目安です。

川内地域管内

住宅名 (校区名)	構造 階/階建	建設年度	間取り (畳)	浴室	トイレ	家賃	募集戸数 (住戸番号)
高来 (高来)	耐火構造 4階/4階建	S58	3DK (6・6・4.5)	有	水洗	17,600 ～ 39,000	2 2-45・4-44
後牟田 (隈之城・川内)	耐火構造 4階/4階建	S58	3DK (6・6・6)	有	水洗	18,300 ～ 42,100	2 2-41・3-42
今村 (八幡)	耐火構造 2階建(内階段、長屋)	S57	3DK (6・6・4.5)	有	水洗	16,600 ～ 38,200	1 7-35
西方西 (水引)	簡易耐火構造 2階建(内階段、長屋)	S54	3K (6・6・6)	有	水洗	14,600 ～ 22,400	1 1-2
東上川内 (可愛)	耐火構造 4階/4階建	S56	3DK (6・6・4.5)	有	水洗	17,500 ～ 39,600	1 2-41
横馬場市営 (平佐西)	耐火構造 1階/5階建	H24	2DK (6.5・5.0)	有	水洗	20,400 ～ 46,900	1 1-13

東部区域(樋脇地域)管内

住宅名 (校区名)	構造 階/階建	建設年度	間取り	浴室	トイレ	家賃	募集戸数 (住戸番号)
○ 椿第1 (市比野)	耐火構造 4階/5階建	S51	3DK (6・4.5・4.5)	浴室のみ	水洗	11,300 ～ 26,000	1 1-404
○ 八幡 (樋脇)	耐火構造 2階/3階建	S52	3DK (6・6・4.5)	浴室のみ	水洗	12,300 ～ 28,300	1 1-205
	耐火構造 2階/4階建	S58	3DK (6・6・4.5)	浴室のみ	水洗	16,200 ～ 37,200	1 2-203

東部区域(入来地域)管内

住宅名 (校区名)	構造 階/階建	建設年度	間取り	浴室	トイレ	家賃	募集戸数 (住戸番号)
○ 愛宕 (入来)	耐火構造 1階/2階建	H11	3DK (6・6・6)	有	水洗	22,000 ～ 50,500	1 1-101
	耐火構造 2階/2階建	H13	2DK (6・8)	有	水洗	19,500 ～ 44,800	1 5-202
○ 舟越 (入来)	木造 平屋建(戸建て)	S63	3DK (6・6・6)	浴室のみ	水洗	13,800 ～ 31,800	1 3-6
	木造 平屋建(戸建て)	H2	3DK (6・6・6)	浴室のみ	水洗	14,100 ～ 32,400	1 5-11

東部区域(東郷地域)管内

住宅名 (校区名)	構造 階/階建	建設年度	間取り	浴室	トイレ	家賃	募集戸数 (住戸番号)
○ 前原 (東郷学園)	耐火構造 3階/4階建	S53	3DK (6・6・4.5)	浴室のみ	水洗	13,800 ～ 31,800	1 2-303
	耐火構造 2階/4階建	S54	3DK (6・6・4.5)	浴室のみ	水洗	15,300 ～ 35,200	1 3-202
川口 (東郷学園)	耐火構造 3階/4階建	S58	3DK (6・6・4.5)	有	水洗	18,100 ～ 41,700	1 1-303

東部区域（祁答院地域）管内

住宅名 (校区名)	構造 階/階建	建設年度	間取り	浴室	トイレ	家賃	募集戸数 (住戸番号)
藍屋 (祁答院)	耐火構造 2・3階/4階建	S55	3DK (6・6・4.5)	有	水洗	13,800 ～ 31,800	2 1-202・304
会田 (祁答院)	耐火構造 1階/4階建	S58	3DK (6・6・4.5)	有	水洗	15,700 ～ 36,200	3 101・102・103
砂石 (祁答院)	耐火構造 2階/4階建	S56	3DK (6・6・4.5)	有	水洗	13,100 ～ 30,300	1 1-202
久保 (祁答院)	木造 平屋建(長屋)	H9	2DK (6・6)	有	水洗	10,300 ～ 23,800	1 2-4
成木田 (祁答院)	木造 平屋建(長屋)	H6	2DK (6・6)	有	水洗	10,700 ～ 24,700	1 1-2

甌島区域（上甌地域）管内

住宅名 (校区名)	構造 階/階建	建設年度	間取り	浴室	トイレ	家賃	募集戸数 (住戸番号)
上甌宮田 (中津)	耐火構造 2階/3階建	S52	3DK (6・6・4.5)	有	水洗	10,100 ～ 23,300	1 A-202

甌島区域（下甌地域）管内

住宅名 (校区名)	構造 階/階建	建設年度	間取り	浴室	トイレ	家賃	募集戸数 (住戸番号)
手打港 (手打)	耐火構造 1/2階建	H9	3DK (6・6・6)	有	水洗	14,200 ～ 32,700	1 103
西山 (長浜)	耐火構造 1階/3階建	H9	3DK (6・6・6)	有	水洗	11,200 ～ 25,900	1 101

甌島区域（鹿島地域）管内

住宅名 (校区名)	構造 階/階建	建設年度	間取り	浴室	トイレ	家賃	募集戸数 (住戸番号)
鹿島宮田 (鹿島)	耐火構造 2階/3階建	H9	3DK (6・6・6)	有	水洗	18,500 ～ 42,500	1 3-202



(2) 一般住宅

川内地域管内

住宅名 (校区名)	構造 階/階建	建設年度	間取り	浴室	トイレ	家賃	募集戸数 (住戸番号)
勝目一般 (隈之城)	耐火構造 5階/5階建	S54	3DK (6・6・4.5)	有	水洗	21,000	2 2-505・506

東部区域（入来地域）管内

住宅名 (校区名)	構造 階/階建	建設年度	間取り	浴室	トイレ	家賃	募集戸数 (住戸番号)
立山一般 (副田)	耐火構造 4階・5階/5階建	S54	2DK (6・4.5)	有	水洗	14,000	3 1-402・507・508
	耐火構造 3階/5階建	S54	3DK (6・6・4.5)	有	水洗	19,000	1 2-301

甌島区域（下甌地域）管内

住宅名 (校区名)	構造 階/階建	建設年度	間取り	浴室	トイレ	家賃	募集戸数 (住戸番号)
青瀬新町 (長浜)	木造 平屋建(戸建て)	H11	2DK (6・6)	有	水洗	6,000	1 1-1



(3) 【一般住宅(地域振興住宅)】

川内地域管内

住宅名 (校区名)	構造 階/階建	建設年度	間取り	浴室	トイレ	家賃	募集戸数 (住戸番号)
湯田一般 (水引)	木造 平屋建(戸建て)	H22	2LDK (6・6)	有	水洗	30,000	1 1-1

(4) 特定公共賃貸住宅 ※家賃は目安です。

東部区域(祁答院地域)管内

住宅名 (校区名)	構造 階/階建	建設年度	間取り	浴室	トイレ	家賃	募集戸数 (住戸番号)
会田 (祁答院)	木造 平屋建(戸建て)	H7	3DK (6・6・4.5)	有	水洗	25,800 ～ 30,200	1 1-3
藺傘田 (祁答院)	木造 平屋建(戸建て)	H16	4LDK (6・6・5.5・6.5)	有	水洗	42,700 ～ 57,600	1 3-15

4 申込の方法

申込みは別紙の「市営住宅入居申込書」に必要事項を記入し、**連帯保証人予定者調書・世帯状況等申告書・健康保険証の写し(扶養関係が証明できる書類)**を添えて申し込んでください。
「市営住宅入居申込書の書き方」を添付してありますので、よく読んで記入してください。

(1) **抽選の結果、入居予定者になられた方のみ**ご提出いただく書類です。

- | | | |
|---|-------------------------------|--|
| ① 最新の所得証明書(マイナンバーをご提示いただくと不要です) | ② 市税の滞納のない証明書又は非課税であることを証する書類 | } 学生・子供を除く入居予定者全員
(1月1日時点で住所を有する市町村のもの) |
| | | |
| ③ 印鑑証明書 | | |
| ④ 最新の所得証明書 | | |
| ⑤ 市税の滞納のない証明書(滞納のない証明が発行できない場合においては、市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の各税が完納であることを証する書類又は、非課税であることを証する書類) | | |

※ 公的書類は、発行後、3ヶ月以内のもの。

(2) **抽選で入居予定者になられた方で次の各項目に該当される方は、(1)の書類の他に次に記載された書類**をご提出いただきます。

- | | |
|--------------------------------|------------------------------|
| ① 世帯員に障害のある方 | …身体障害者手帳又はそれを証明できる書面等 |
| ② 令和5年1月2日以降に就職、又は勤務先等の変更があった方 | …就職日及び現職の給与支払証明又は給与額が確認できる書類 |
| ③ 令和5年1月2日以降に退職された方 | …雇用保険受給資格者証 |
| ④ 生活保護受給中の方 | …生活保護受給証明書 |
| ⑤ 婚姻予定で申込みの方 | …婚姻予定証明書 |
| ⑥ 婚姻日から2年以内で両者の年齢が40歳未満の方 | …婚姻受理証明書又は戸籍抄本 |

(3) **申込受付**

令和7年4月10日(木)～令和7年4月23日(水)

[川内地域]

薩摩川内市営住宅指定管理者 平野商事(株)市営住宅管理事務所(神田町4番17号)

8:30～18:30(ただし、土・日・祝日は9:00～17:00)

[東部区域]

薩摩川内市東部区域市営住宅指定管理者 (株)橋口組市営住宅管理センター(樋脇町塔之原845番地2)

8:30～18:30(ただし、土・日・祝日は9:00～17:00)

[甌島区域]

薩摩川内市甌島区域市営住宅指定管理者 (株)水建システム甌島地域市営住宅管理事務所(里町里1905番地1)

8:30～18:00(ただし、土・日は除く)

※ 郵送による申請についても、3月20日(木)必着

5 抽選会

(1) 日 時 : 令和7年4月25日(金) 午前10時から

(2) 会 場 : 【川内地域会場】 薩摩川内市役所 本庁6階 603会議室(神田町3番22号)
: 【東部区域会場】 (株)橋口組市営住宅管理センター(樋脇町塔之原845番地2)
: 【甌島区域会場】 (株)水建システム甌島地域市営住宅管理事務所(里町里1905番地1)

※ 申請書を提出された方は、必ず会場へお越しください。委任状は不要です。

※ 抽選がない場合はご連絡します。

欠席・遅刻されますと、抽選の権利はなくなりますのでご注意ください。

※ 駐車場に限りがありますので、時間に余裕を持ってお出かけください。

川内地域会場では、河川敷の駐車場を無料でご利用いただけます。駐車券を係員へお渡しください。

6 連帯保証人・家賃保証法人

(1) 連帯保証人（1名）

連帯保証人は、原則として薩摩川内市内に居住し、入居者と同程度以上の収入があり、同一世帯でなく独立して生計を営む方になっていただきます。

未成年者や市町村税の滞納がある方、他の公営住宅に入居されている方は不適合です。

※ 連帯保証人は、入居者と連帯して住宅使用料やその他の費用負担等について責任を負います。したがって、入居後に住宅使用料の滞納等が発生した場合は、入居者と同等に債務を弁済する義務を負うと同時に入居者の履行すべき義務について同じ責任が生じます。

※ 暴力団員である方は連帯保証人になれません。

(2) 家賃保証法人

連帯保証人がいない場合は、家賃保証法人でも構いません。市と協定を結んでいる業者がありますので、お気軽にご相談ください。

7 入居予定者の決定

申込者全員について「市営住宅入居申込書」の記載事項を審査のうえ受理し、必要な場合調査を行います。

抽選による当選者及び1戸に対し1世帯での申込者を、入居予定者とします。

住宅の準備ができ次第、入居案内をいたしますので、当選後、入居までに期日を要する場合がありますので、ご了承ください。

8 注意事項

(1) 入居中

- ① 市営住宅では、犬・猫その他の鳥獣類の飼育や餌付けは禁止されています。
- ② 入居申込書の記載内容が事実と相違していたり、2ヶ所以上の住宅を重複して申込みされたりしますと無効になります。
- ③ 入居者は、家賃の他に共益費の負担があります。
- ④ 住宅によって駐車場の設置状況に差があります。このため、全ての入居者に駐車場が確保されておりません。詳しくは、入居後、各住宅の住宅管理人又は自動車保管場所管理組合の指示に従ってください。
- ⑤ 入居後、名義人又は同居者が暴力団員であることが判明した場合又は暴力団となったことが判明した場合は、退去していただきます。
- ⑥ 各住宅には自治会があります。加入して地域住民と連携をとりましょう。
- ⑦ この提出書類により取得した個人情報は、利用目的以外には利用いたしません。

(2) 退去時

- ① 退去時には、ふすま・畳の修繕費用をご負担いただきます。
- ② 敷金は、家賃の3か月分となります。この敷金は、退去時に家賃の滞納及びふすま・畳の修繕費用に充当します。

●お問合せ先●

〔川内地域〕

薩摩川内市川内地域市営住宅指定管理者

平野商事(株)市営住宅管理事務所（神田町4番17号）

（専用）TEL・FAX 兼用0996-25-1900

〔東部区域〕

薩摩川内市東部区域市営住宅指定管理者

榑橋口組市営住宅管理センター（樋脇町塔之原845番地2）

（専用）TEL 0996-37-2533 FAX 0996-37-2543

〔甑島区域〕

薩摩川内市甑島区域市営住宅指定管理者

榑水建システム甑島地域市営住宅管理事務所（里町里1905番地1）

（専用）TEL 09969-3-2493 FAX 09969-3-2785